

犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準策定に向けた調査方法について

前回検討会において、動物取扱業者による取扱いの多い犬猫以外の哺乳類の種類、また調査方法として文献調査、ヒアリング調査、現地実態調査を行うことは妥当とされ、加えて規制を課す必要性を把握すべき、との意見があった。

また全種の各論を定めることは困難であり、動物の生態等でグルーピングできるのでは、との意見があった。

そのため今回調査では、文献調査、課題調査、ヒアリング調査、現地実態調査を行うとともに、文献調査では取扱いの多い犬猫以外の哺乳類の種類に関して、飼養管理方法及び習性・生態に関するグルーピングについて下記のとおり調査した。(詳細は参考資料 1-1 参照)

1. 文献調査 (参考資料 1-1 P1~11)

調査対象動物の飼養管理に関する国際的なガイドライン、国内ほか諸外国の飼養管理に関する法令やガイドライン、国際機関によるガイドライン、日本動物園水族館協会団体等専門の団体によるガイダンスなどの文献を収集したほか、科学論文についても収集した。また、補足として一般飼育書、獣医学書も整理した。

収集した文献数(取り寄せ中も含む)は、現時点で国内 21 件、国外 33 件である。

2. 動物飼養管理上の課題が指摘されている事例等の検索 (参考資料 1-1 P12)

犬猫以外の哺乳類について、動物取扱業における飼養管理に関する課題と想定される事例を WEB 検索により把握した。検索は Google により、表 1 に示すキーワードと組み合わせによって行った。

表 1 動物飼養管理上の課題が指摘されている事例検索に用いたキーワード

業種等	状況	ネガティブワード	動物種
【業種 1】 移動動物園、ふれあい動物園、猿回し、ハリネズミカフェ、チンチラカフェ、小動物カフェ、ウサギカフェ、カワウソカフェ、小動物カフェ、観光牧場、もふもふ	【状況 1】 人獣共通感染症、集団感染	虐待、愛護、問題、福祉、課題、懸念、闇、おかしい、ダメかわいそう、ひどい	(全体) 動物、ペット、小動物、アニマル、爬虫類、エキゾ(エキゾチックアニマル) ※1
【業種 2】 ブリーダー、ペットショップ、ペットホテル	【状況 2】 捕食動物&展示、被捕食動物&展示、単独飼育、多頭飼育、輸送、夜行性、しつけ		(個別) ハム(ハムスター)、キンクマ、マウス、ネズミ、モルモット、リス(シマリス)、チンチラ、モモンガ(フクロモモンガ)、デグー、スナネズミ、ジャンガリアン、カピバラ、ウサギ、ハリネズミ、フェレット、ミーアキャット、カワウソ、サル、フェネック、ウマ、ヒツジ、ヤギ、ブタ、ウシ、アルパカ

※1: () は検索内容が含まれることを示す。ハムにハムスターは含まれる。

3. ヒアリング調査 (参考資料 1-1 P13)

関係団体の意見を把握するため、下記についてヒアリングを行っている。

表 2 ヒアリング項目一覧

ヒアリング項目	動物取扱業者団体	自治体	動物愛護団体
■現状について			
・動物取扱業において現在流通の多い種・品種について	●	●	
・動物取扱業における飼養保管基準（犬猫以外にも適用される定性基準）の遵守状況について	●	● 指導状況も含む	●
・業界内における動物の健康、安全及び生活環境の保全上の観点からの取組について（飼養管理基準の遵守以外に何かあれば）	●		
・業種、業態、動物種ごとの飼養保管方法に関する懸念・指摘について（例：販売時のケージサイズ、動物カフェでのふれあいなど）	●	●	●
・人畜共通感染症等、人と動物のふれあいに関する課題について	●	●	●
■犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準について			
・当該基準に記載すべき事項について	●	●	●
・当該基準に記載された場合に、動物取扱業者として支障が生じる内容について	●	● 運用上の懸念事項	

4. 現地実態調査 (参考資料 1-1 P14)

動物取扱業者における犬猫以外の哺乳類の飼養管理状況について把握するために、下記について現地実態調査を行っている。

表 3 現地実態調査項目一覧

現地実態調査項目	ブリーダー	動物カフェ	観光牧場	ふれあい施設
■現状について				
・現在取り扱いの多い種・品種について	●	●	●	●
・動物取扱業における飼養保管基準（犬猫以外にも適用される定性基準）の遵守状況について	●	●	●	●
・動物の健康、安全及び生活環境の保全上の観点からの取組や飼養管理方法について	●	●	●	●
・動物種ごとの飼養管理方法マニュアル、研修等について	●	●	●	●
・動物種ごとの飼養保管方法に関する懸念・指摘について	●	●	●	●
■犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準について				
・当該基準に記載すべき事項について	●	●	●	●
・当該基準に記載された場合に、動物取扱業者として支障が生じる内容について	●	●	●	●